

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	<p>第1章 総 論</p>	<p>第1章 総 論</p>
2	<p>第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 略 5 指定地方行政機関 略 (5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所） 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 <u>(追加)</u></p>	<p>第3節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 略 5 指定地方行政機関 略 (5) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所） 略</p> <p><u>イ 初動対応</u> <u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を派遣する。</u></p> <p><u>ウ 応急・復旧</u> (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 <u>(I) 海上の流出油災害に対する防除等の措置</u></p>
3	<p>(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） 略 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 <u>(追加)</u></p> <p>略</p>	<p>(6) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局） 略 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 <u>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を派遣する。</u></p> <p>略</p>
3	<p>(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、<u>発表</u>に関すること。</p>	<p>(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台） ア 気象、地象、<u>地動</u>及び水象の観測並びにその成果の収集<u>及び</u>発表に関すること。</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	イ 気象、地象（ <u>地震及び火山現象を除く。</u> ）及び水象の予報並びに警報に関すること。	イ 気象、地象（ <u>地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。</u> ）及び水象の予報並びに警報に関すること。
略		略
3	6 指定公共機関	6 指定公共機関
略		略
4	(3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海（静岡支店）	(3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 <u>支社</u> （静岡支店）
略		略
	7 指定地方公共機関	7 指定地方公共機関
略		略
5	(2) 中部ガス株式会社（ <u>磐田営業所</u> ）、社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部磐田地区会）	(2) 中部ガス株式会社（ <u>浜松供給センター</u> ）、社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部磐田地区会）
略		略
	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
略		略
	(1) 社団法人磐田市医師会、磐周医師会、磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田薬剤師会 ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（特定非営利活動法人磐田薬剤師会を除く。） <u>イ 医療救護施設等における医療救護活動の実施</u>	(1) 社団法人磐田市医師会、 <u>社団法人</u> 磐周医師会、 <u>社団法人</u> 磐周歯科医師会、特定非営利活動法人磐田薬剤師会 ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（特定非営利活動法人磐田薬剤師会を除く。） <u>（削 除）</u>
	(2) 磐田商工会議所、商工業関係団体	(2) 磐田商工会議所、 <u>磐田市商工会</u> 、商工業関係団体
略		略
6	第4節 磐田市の自然的条件	第4節 磐田市の自然的条件
略		略
	1 位置	1 位置
略		略
	(2) 面積、人口、世帯数	(2) 面積、人口、世帯数
略		略
	イ 人口 <u>177,084人</u> （平成20年12月末現在）	イ 人口 <u>175,346人</u> （平成21年12月末現在）

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	<p>ウ 世帯数 <u>63,481</u>世帯(平成20年12月末現在)</p> <p>略</p>	<p>ウ 世帯数 <u>63,282</u>世帯(平成21年12月末現在)</p> <p>略</p>
7	<p>第5節 予想される災害</p> <p>1 風水害</p> <p>略</p> <p>(1) 天竜川流域(1級河川)</p> <p>天竜川は県下最大の河川で<u>あるが</u>、下流部の築堤は既成しているが、流下能力不足の河道区間があり、はん濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。また、支流の一雲済川では、<u>堤防高</u>不足等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水等が考えられ注意を要する。</p> <p>(2) 太田川流域(2級河川)</p> <p>太田川は、下流部の低平地で緩勾配の築堤河川となっており、過去幾多の<u>氾濫</u>、内水による浸水を繰り返してきた。現在、改修事業、<u>太田川ダムの建設</u>を進めるなど治水安全度の向上を図っているが、未だに十分とはいえない。特に、河口近くで合流する仿僧川の流域では、近年内水<u>氾濫</u>による浸水被害が多発している。</p>	<p>第5節 予想される災害</p> <p>1 風水害</p> <p>略</p> <p>(1) 天竜川流域(1級河川)</p> <p>天竜川は県下最大の河川で下流部の築堤は既成しているが、流下能力不足の河道区間があり、はん濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。また、支流の一雲済川では、<u>流下断面</u>不足等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水等が考えられ注意を要する。</p> <p>(2) 太田川流域(2級河川)</p> <p>太田川は、下流部の低平地で緩勾配の築堤河川となっており、過去幾多の<u>はん濫</u>、内水による浸水を繰り返してきた。現在、改修事業を進めるなど治水安全度の向上を図っているが、未だに十分とはいえない。特に、河口近くで合流する仿僧川の流域では、近年内水<u>はん濫</u>による浸水被害が多発している。</p>
8	<p>略</p> <p>6 火災、爆発</p> <p>本市には輸送機械関係の工場や化学工場、製茶工場など多くの工場で石油類を<u>タンク等の危険物施設</u>、高圧ガス施設等を有しているため、それらの防災対策について、十分配慮しておく必要がある。</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p>	<p>略</p> <p>6 火災、爆発</p> <p>本市には輸送<u>機器</u>関係の工場や化学工場、製茶工場など多くの工場で石油類の<u>貯蔵施設</u>、高圧ガス施設等を有しているため、それらの防災対策について、十分配慮しておく必要がある。</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p>
9	<p>第2節 河川災害予防計画</p> <p>1 本市河川の特徴</p>	<p>第2節 河川災害予防計画</p> <p>1 本市河川の特徴</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	<p>略</p> <p>天竜川は、その源を長野県の諏訪湖に発し、三峰川、小渋川、大千瀬川、気田川などの支川と合流し、本市と浜松市の間で遠州灘（太平洋）に注ぐ、流域面積5,090 k m<sup>2</sup>、幹川流路延長213kmの国内有数の河川である。天竜川は、明治の<u>始め</u>のころまでは、毎年流れを変え「暴れ天竜」と呼ばれ、<u>氾濫</u>を繰り返していた。</p>	<p>略</p> <p>天竜川は、その源を長野県の諏訪湖に発し、三峰川、小渋川、大千瀬川、気田川などの支川と合流し、本市と浜松市の間で遠州灘（太平洋）に注ぐ、流域面積5,090 k m<sup>2</sup>、幹川流路延長213kmの国内有数の河川である。天竜川は、明治の<u>初め</u>のころまでは、毎年流れを変え「暴れ天竜」と呼ばれ、<u>はん</u>濫を繰り返していた。</p>
10	<p>4 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>(1) 県、国土交通省</p> <p>県、国土交通省は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は<u>特別警戒水位</u>を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p>	<p>4 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>(1) 県、国土交通省</p> <p>県、国土交通省は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。</p>
15	<p>略</p> <p>第10節 通信施設等整備計画</p> <p>略</p> <p>2 無線通信施設の現況</p> <p>(1) 磐田市防災行政無線</p> <p>ア <u>固定系（同報無線）</u></p> <p>磐田市災害対策本部から市民等へ情報の伝達及び避難誘導等に使用する。設備の概要は、資料210-1&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</p> <p>イ <u>防災行政無線（移動系）</u></p> <p>磐田市災害対策本部と車載局<u>及び防災拠点</u>との間の災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達に関する通信業務を行う。設備の概要は、資料210-1&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</p> <p>(2) 磐田市地域防災無線</p> <p><u>磐田市災害対策本部と支部、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達等に関する</u></p>	<p>略</p> <p>第10節 通信施設等整備計画</p> <p>略</p> <p>2 無線通信施設の現況</p> <p>(1) 磐田市防災行政無線</p> <p>ア <u>同報無線（固定系）</u></p> <p>磐田市災害対策本部から市民等へ情報の伝達及び避難誘導等に使用する。設備の概要は、資料210-1&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</p> <p>イ <u>磐田市地域防災無線（移動系）</u></p> <p>磐田市災害対策本部と<u>支部、避難所、市有施設、防災関係機関及び車載局</u>との間の災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達に関する通信業務を行う。設備の概要は、資料210-1&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
16	<p><u>通信業務を行い、防災行政無線を補完する。</u>  <u>設備の概要は、資料210-1&lt;無線通信施設の概要&gt;のとおりである。</u></p> <p>(3) 防災相互通信無線            略            (4) 磐田市消防無線            略            (5) 静岡県防災行政無線            略            (6) 無線系統            略</p> <p>第12節 火災予防計画            略            2 消防体制の整備            (1) 消防組織の確立            略            (2) 消防施設の整備            略            (3) 消防職員、消防団員の教育            略            (4) 消防団の活性化            略            (5) 緊急消防援助隊の受援体制            略</p>	<p>(2) 防災相互通信無線            略            (3) 磐田市消防無線            略            (4) 静岡県防災行政無線            略            (5) 無線系統            略</p> <p>第12節 火災予防計画            略            2 消防体制の整備            (1) 消防組織の確立            略            (2) <u>消防救急の広域化の推進</u>  <u>災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化等、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。</u>            (3) 消防施設の整備            略            (4) 消防職員、消防団員の教育            略            (5) 消防団の活性化            略            (6) 緊急消防援助隊の受援体制            略</p>
19	<p>第15節 道路鉄道等災害防止計画</p>	<p>第15節 道路鉄道等災害防止計画</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
20	<p>略</p> <p>3 鉄道の災害予防計画</p> <p>略</p> <p>(3) 異常気象時における運転の停止等 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 東海旅客鉄道株式会社及び天竜浜名湖鉄道における列車の運転の中止等の基準は、資料215 1&lt;鉄道の異常気象時における運転中止等の基準&gt;のとおりである。 <u>異常気象時における運転の停止等</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>3 鉄道の災害予防計画</p> <p>略</p> <p>(3) 異常気象時における運転の停止等 豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 東海旅客鉄道株式会社及び天竜浜名湖鉄道株式会社における列車の運転の中止等の基準は、資料215 1&lt;鉄道の異常気象時における運転中止等の基準&gt;のとおりである。 <u>(削除)</u></p> <p>略</p>
21	<p>第17節 住民の避難誘導體制</p> <p>略</p> <p>2 避難誘導體制の概要</p> <p>略</p> <p>(4) 避難誘導體制の整備 市は、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、<u>避難支援計画の策定等の</u>避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>第17節 住民の避難誘導體制</p> <p>略</p> <p>2 避難誘導體制の概要</p> <p>略</p> <p>(4) 避難誘導體制の整備 市は、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、<u>災害時要援護者避難支援計画に基づき</u>避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>略</p>
22	<p>第18節 防災のための調査研究</p> <p>略</p> <p>2 災害発生状況調査</p> <p>略</p> <p>(2) 地すべり、山・<u>崖</u>崩れ 地すべり、山・<u>崖</u>崩れ災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</p>	<p>第18節 防災のための調査研究</p> <p>略</p> <p>2 災害発生状況調査</p> <p>略</p> <p>(2) 地すべり、山・<u>がけ</u>崩れ 地すべり、山・<u>がけ</u>崩れ災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
略	略	略
23	第20節 自主防災会の育成	第20節 自主防災会の育成
略	略	略
24	2 自主防災会の概要	2 自主防災会の概要
略	略	略
略	(2) 編成	(2) 編成
略	本部組織として、 <u>連絡情報班、消火班、救出・救護班</u> 、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。	本部組織として、 <u>消火班、救出・救助班、情報班</u> 、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。
略	略	略
25	第23節 災害時要援護者支援計画	第23節 災害時要援護者支援計画
略	略	略
略	2 災害時要援護者支援体制の整備	2 災害時要援護者支援体制の整備
略	(1) 災害時要援護者支援体制	(1) 災害時要援護者支援体制
略	市は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速、かつ、的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災会等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、 <u>避難支援計画の策定等災害時要援護者の避難支援体制を整備するものとする。</u>	市は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速、かつ、的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災会等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、 <u>災害時要援護者避難支援計画に基づく避難支援を行うものとする。</u>
略	略	略
略	<b>第3章 災害応急対策計画</b>	<b>第3章 災害応急対策計画</b>
27	第1節 総則	第1節 総則
略	略	略
略	5 この計画を理解し、実施するための留意事項	5 この計画を理解し、実施するための留意事項
略	略	略

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
28	<p>(4) 応援の指揮系統 この計画に基づく応援の指揮系統は、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市長の指揮の下に行動するものとする。</p> <p>略</p>	<p>(4) 応援の指揮系統 この計画に基づく応援に<u>従事する者</u>は、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市長の指揮の下に行動するものとする。</p> <p>略</p>
29	<p>第2節 組織計画</p> <p>略</p> <p>2 災害対策組織</p> <p>略</p> <p>(3) 磐田市災害対策本部</p> <p>略</p>	<p>第2節 組織計画</p> <p>略</p> <p>2 災害対策組織</p> <p>略</p> <p>(3) 磐田市災害対策本部</p> <p>略</p>
30	<p>工 事務分掌等</p> <p>略</p> <p>(イ) 副本部長 副本部長は、副市長、<u>収入役</u>及び教育長を充てる。 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、<u>収入役及び</u>教育長の順序により、その職務を代理する。</p> <p>(ウ) 本部員 本部員は、部長、消防長、議会議務局長、教育委員会事務局長及び理事の職にある者をもって充てる。</p> <p>略</p>	<p>工 事務分掌等</p> <p>略</p> <p>(イ) 副本部長 副本部長は、副市長及び教育長を充てる。 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。</p> <p>(ウ) 本部員 本部員は、部長、消防長、議会議務局長、教育委員会事務局長、<u>会計管理者</u>及び理事の職にある者をもって充てる。</p> <p>略</p>
31	<p>オ 県への報告 災害対策本部を設置した時には、遅滞なく静岡県西部<u>地域防災局</u>（以下「県西部<u>地域防災局</u>」という。）長に報告するものとする。災害対策本部を廃止した場合も同様とする。</p> <p>略</p>	<p>オ 県への報告 災害対策本部を設置した時には、遅滞なく静岡県西部<u>危機管理局</u>（以下「県西部<u>危機管理局</u>」という。）長に報告するものとする。災害対策本部を廃止した場合も同様とする。</p> <p>略</p>



磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
31	第3節 動員計画 略	第3節 動員計画 略
32	<p>3 実施方法</p> <p>(1) 市職員の動員</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの配備体制は次のとおりとし、本部長が決定するものとする。</u></p> <p><u>なお、詳細については、資料302-2&lt;災害等の配備体制とその基準&gt;のとおりである。</u></p> <p><u>ア 事前配備体制</u></p> <p><u>事前配備体制は、次に掲げるときの配備体制であって、磐田市災害対策準備室を設置し、災害対策本部前の情報連絡活動を主とした準備的な体制とする。</u></p> <p><u>(ア) 警報が発令され、災害の発生のおそれがあるとき</u></p> <p><u>(イ) 河川水位が通報水位に達したとき</u></p> <p><u>イ 災害対策本部体制</u></p> <p><u>(ア) 第1次配備</u></p> <p><u>第1次配備は、次に掲げるときの配備体制であって、災害対策本部を設置し、各部の第1次配備要員が配置につき、いつでも第2次配備に移行できる体制とする。</u></p> <p><u>大雨、洪水、暴風又は高潮の警報が発令され、現に被害が発生し、その拡大のおそれがあるとき</u></p> <p><u>津波警報が発令され、被害の発生とその拡大等危険な状態が続くことが見込まれるとき</u></p> <p><u>市内で震度4の地震を観測したとき</u></p> <p><u>(イ) 第2次配備</u></p> <p><u>第2次配備は、次に掲げるときの配備体制であって、各部の第1次配備要員及び第2次配備要員が配置につき、状況によりいつでも第3次配備に移行できる体制とする。</u></p> <p><u>警報が発令され、現に災害が発生し、相当な被害に拡大すると予想さ</u></p>	<p>3 実施方法</p> <p>(1) 市職員の動員</p> <p><u>ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの配備体制は、資料302-2&lt;災害等の配備体制とその基準&gt;のとおりとし、本部長が決定するものとする。</u></p> <p><u>ただし、本部長は、災害の状況その他により、特別な体制が必要であると認めるときは、特定の班に対してのみの配備体制をとらせ、又は特定の班に対して配備体制と異なる配備体制をとらせることができる。</u></p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
34	<p><u>れるとき</u>  <u>大規模な火災、爆発又は多数の死傷者等を伴う列車、航空機、船舶及び車両等の事故が発生したとき</u>  <u>津波警報が発令され、現に災害が発生し、相当な被害に拡大すると予想されるとき</u>  <u>市内で震度4の地震を観測し、被害の発生とその拡大等危険な状態が続くことが見込まれるとき</u>  <u>市内で震度5弱の地震を観測したとき</u></p> <p><u>(ウ) 第3次配備</u>  <u>第3次配備は、次に掲げるときの配備体制であって、各部の総力をもってこれにあたる体制とする。</u>  <u>警報が発令され、現に市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるとき</u>  <u>警報の有無にかかわらず、被害が特に甚大と予想されるとき</u>  <u>大規模な災害により、各部の総力をあげて活動する必要があるとき</u>  <u>市内で震度5強以上の地震を観測したとき</u>  <u>東海地震が発生したと気象庁が発表したとき</u></p> <p><u>(I) 配備体制の特例</u>  <u>本部長は、災害の状況その他により、特別な体制が必要であると認めるときは、特定の班に対してのみの配備体制をとらせ、又は特定の班に対して前記(ア)から(ウ)までの配備体制と異なる配備体制をとらせることができる。</u></p> <p><u>ウ 動員体制</u></p> <p>略</p> <p>第4節 通信情報計画 略</p> <p>2 気象予報、警報等伝達体制及び周知方法  (1) 市は、気象、地象、水象（以下この節において「気象等」という。）に關す</p>	<p><u>イ 動員体制</u></p> <p>略</p> <p>第4節 通信情報計画 略</p> <p>2 気象予報、警報等伝達体制及び周知方法  (1) 市は、気象、地象、<u>地動及び</u>水象（以下この節において「気象等」という。）</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	<p>る情報について関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同報無線、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り災害時要援護者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。</p>	<p>に関する情報について関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同報無線、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り災害時要援護者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。</p>
34	<p>略 (5) 異常現象発見の通報</p>	<p>略 (5) 異常現象発見の通報</p>
	<p>イ 市は、異常な現象に係る通報があった場合には、その概況について県西部地域防災局に通報するものとする。</p>	<p>イ 市は、異常な現象に係る通報があった場合には、その概況について県西部危機管理局に通報するものとする。</p>
35	<p>3 災害通信方法 県から伝達される各種災害情報は、県防災行政無線（ファクシミリ）により防災監理室（災害対策本部設置後は、情報班（総務課））で受領し、状況に応じて必要と認められる各課等に伝達する。</p>	<p>3 災害通信方法 県から伝達される各種災害情報は、県防災行政無線（ファクシミリ）により防災対策課（災害対策本部設置後は、情報班（総務課））で受領し、状況に応じて必要と認められる各課等に伝達する。</p>
	<p>略 4 災害情報及び被害状況等の報告</p>	<p>略 4 災害情報及び被害状況等の報告</p>
	<p>略 (2) 知事に対する報告 市長は、「災害による被害報告について」（昭和45年4月10日付消防防第264号）別添「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防防第267号）の規定により、静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）長（県西部地域防災局長）を経て県本部長（知事）に報告するものとする。ただし、県西部方面本部長（県西部地域防災局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は、内閣総理大臣（総務省消防庁応急対策室）に報告する。なお、連絡が付き次第、県本部長（知事）及び県西部方面本部長（県西部地域防災局長）にも報告するものとする。 報告の方法は、原則として県防災行政無線又は電話をもって行い、最終報告は、文書をもって行うものとする。 〔県防災局〕</p>	<p>略 (2) 知事に対する報告 市長は、「災害による被害報告について」（昭和45年4月10日付消防防第264号）別添「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防防第267号）の規定により、静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）長（県西部危機管理局長）を経て県本部長（知事）に報告するものとする。ただし、県西部方面本部長（県西部危機管理局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は、内閣総理大臣（総務省消防庁応急対策室）に報告する。なお、連絡が付き次第、県本部長（知事）及び県西部方面本部長（県西部危機管理局長）にも報告するものとする。 報告の方法は、原則として県防災行政無線又は電話をもって行い、最終報告は、文書をもって行うものとする。 〔県危機管理局〕</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案																																														
36	〔消防庁応急対策室〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>地域衛星通信ネットワーク</th> <th>消防防災無線</th> <th>NTT有線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平 日 (9:30～18:30)</td> <td>電 話</td> <td>8-048-500-7527</td> <td>7527</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-048-500-7537</td> <td>7537</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>電 話</td> <td>8-048-500-7782</td> <td>7782</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-048-500-7789</td> <td>7789</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>			地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線	平 日 (9:30～18:30)	電 話	8-048-500-7527	7527	03-5253-7527	F A X	8-048-500-7537	7537	03-5253-7537	上記以外	電 話	8-048-500-7782	7782	03-5253-7777	F A X	8-048-500-7789	7789	03-5253-7553	〔消防庁応急対策室〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>地域衛星通信ネットワーク</th> <th>消防防災無線</th> <th>NTT有線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平 日 (9:30～18:15)</td> <td>電 話</td> <td>8-048-500-90-49013</td> <td>8-90-49013</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-048-500-90-49033</td> <td>8-90-49033</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>電 話</td> <td>7-048-500-90-49102</td> <td>7-90-49102</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>7-048-500-90-49036</td> <td>7-90-49036</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>			地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線	平 日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537	上記以外	電 話	7-048-500-90-49102	7-90-49102	03-5253-7777	F A X	7-048-500-90-49036	7-90-49036	03-5253-7553
		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線																																												
平 日 (9:30～18:30)	電 話	8-048-500-7527	7527	03-5253-7527																																												
	F A X	8-048-500-7537	7537	03-5253-7537																																												
上記以外	電 話	8-048-500-7782	7782	03-5253-7777																																												
	F A X	8-048-500-7789	7789	03-5253-7553																																												
		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線																																												
平 日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527																																												
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537																																												
上記以外	電 話	7-048-500-90-49102	7-90-49102	03-5253-7777																																												
	F A X	7-048-500-90-49036	7-90-49036	03-5253-7553																																												
	略 イ 被害速報（随時） 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで資料304-3<被害程度の認定基準>の基準に基づき、資料304-4<被害速報（随時）>により報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等を積極的に収集し、県西部地域防災局長に報告する。 ウ 定時報告 市長は、定められた時間に県西部方面本部長（県西部地域防災局長）に、可能な限り最新の被害状況を資料304-5<災害定時及び確定報告書>により報告するものとする。 エ 確定報告 市長は、被害状況確定後速やかに資料304-5<災害定時及び確定報告書>により方面本部長（県地域防災局長）を経て本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。	略 イ 被害速報（随時） 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで資料304-3<被害程度の認定基準>の基準に基づき、資料304-4<被害速報（随時）>により報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等を積極的に収集し、県西部危機管理局长に報告する。 ウ 定時報告 市長は、定められた時間に県西部方面本部長（県西部危機管理局长）に、可能な限り最新の被害状況を資料304-5<災害定時及び確定報告書>により報告するものとする。 エ 確定報告 市長は、被害状況確定後速やかに資料304-5<災害定時及び確定報告書>により方面本部長（県西部危機管理局长）を経て本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。																																														
36	略 5 通信施設の利用方法 略 (2) 非常用無線装置等の利用 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海（静岡支店）に対し、静岡県災害対策本部を通じて非常用無線装置、非常用電源車等の派遣を要請する。 略	略 5 通信施設の利用方法 略 (2) 非常用無線装置等の利用 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社（静岡支店）に対し、静岡県災害対策本部を通じて非常用無線装置、非常用電源車等の派遣を要請する。 略																																														

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
37	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>略</p> <p>2 広報の内容</p> <p>略</p> <p>(2) 広報の内容等</p> <p>ア 気象、地象、水象に関する情報</p> <p>略</p> <p>4 広報機関の活用</p> <p>(1) 市（災害対策本部）が災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行うものとする。</p> <p>なお、報道関係機関は、資料305-1&lt;報道機関一覧表&gt;のとおりである。</p> <p>略</p> <p>イ 視聴覚媒体</p> <p>略</p> <p>(ウ) インターネット</p> <p><u>(I)</u> 広報車、同報無線</p> <p>略</p>	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>略</p> <p>2 広報の内容</p> <p>略</p> <p>(2) 広報の内容等</p> <p>ア 気象、地象、<u>地動及び</u>水象に関する情報</p> <p>略</p> <p>4 広報機関の活用</p> <p>(1) 市（災害対策本部）が災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行うものとする。</p> <p>なお、報道関係機関は、資料305-1&lt;報道機関一覧表&gt;のとおりである。</p> <p>略</p> <p>イ 視聴覚媒体</p> <p>略</p> <p>(ウ) インターネット</p> <p><u>(I)</u> <u>携帯電話</u></p> <p><u>(I)</u> 広報車、同報無線</p> <p>略</p>
38	<p>第6節 災害救助法の適用計画</p> <p>略</p>	<p>第6節 災害救助法の適用計画</p> <p>略</p>
39	<p>4 災害救助法の適用手続き</p> <p>(1) 県への報告</p> <p>市は、市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要について県西部<u>地域防災局</u>を経由して、知事に報告する。</p> <p>略</p>	<p>4 災害救助法の適用手続き</p> <p>(1) 県への報告</p> <p>市は、市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要について県西部<u>危機管理局</u>を経由して、知事に報告する。</p> <p>略</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
40	<p>第7節 避難救出計画 略 2 避難 略</p>	<p>第7節 避難救出計画 略 2 避難 略</p>
42	<p>(10) 知事等への報告 市長は、立退きを勧告又は指示をした場合及び避難所を開設した場合には、勧告又は指示の別、発令者、発令の理由、日時、避難の対象区域、避難先などを記録するとともに直ちに、県西部地域防災局長及び所管警察署に報告する。 略 4 救助 略 (1) 救出班等の編成 略 ウ 負傷者の応急手当を必要とする場合には、市立総合病院をはじめ社団法人磐田市医師会、磐周医師会及び西部保健所の協力を得て医療救護班を編成し、必要な手当てを行うものとする。 略</p>	<p>(10) 知事等への報告 市長は、立退きを勧告又は指示をした場合及び避難所を開設した場合には、勧告又は指示の別、発令者、発令の理由、日時、避難の対象区域、避難先などを記録するとともに直ちに、県西部危機管理局长及び所管警察署に報告する。 略 4 救助 略 (1) 救出班等の編成 略 ウ 負傷者の応急手当を必要とする場合には、市立総合病院をはじめ社団法人磐田市医師会、社団法人磐周医師会及び西部保健所の協力を得て医療救護班を編成し、必要な手当てを行うものとする。 略</p>
48	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急処理計画 略</p>	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急処理計画 略</p>
49	<p>2 災害救助法に基づく実施事項 (1) 応急仮設住宅設置 略 エ その他 供与、維持管理、処分及び手続き等を知事から委託を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。 (2) 住宅応急修理 ア 修理対象者 (ア) 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすること</p>	<p>2 災害救助法に基づく実施事項 (1) 応急仮設住宅設置 略 エ その他 供与、維持管理、処分及び手続き等を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。 (2) 住宅応急修理 ア 修理対象者 (ア) 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすること</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
	<p>ができない者(追加)</p> <p>略</p>	<p>ができない者又は大規模な修理を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>略</p>
55	<p>第15節 遺体の搜索及び処理埋葬計画</p> <p>略</p> <p>3 実施方法</p> <p>略</p>	<p>第15節 遺体の搜索及び処理埋葬計画</p> <p>略</p> <p>3 実施方法</p> <p>略</p>
56	<p>(5) 埋火葬</p> <p>ア 火葬は、磐田市聖苑及び浜松市天竜斎場において措置する。</p> <p>略</p>	<p>(5) 埋火葬</p> <p>ア 火葬は、磐田市聖苑において措置する。</p> <p>略</p>
58	<p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>略</p>	<p>第18節 交通応急対策計画</p> <p>略</p>
60	<p>5 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p>略</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認</p> <p>知事又は県公安委員会は、道路交通法第39条第1項の緊急自動車以外の緊急通行車両の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、資料318-3&lt;緊急通行車両の標章及び証明書&gt;を交付する。</p> <p>略</p>	<p>5 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p>略</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認</p> <p>知事又は県公安委員会は、道路交通法第39条第1項の緊急自動車以外の緊急通行車両の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、資料318-3&lt;緊急通行車両の緊急標章及び証明書&gt;を交付する。</p> <p>略</p>
62	<p>第20節 社会福祉計画</p> <p>略</p> <p>2 実施事項</p> <p>略</p> <p>(3) り災者の生活相談</p> <p>略</p>	<p>第20節 社会福祉計画</p> <p>略</p> <p>2 実施事項</p> <p>略</p> <p>(3) り災者の生活相談</p> <p>略</p>

## 磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案																				
63	<p>ウ 協力機関 県、社会福祉協議会（市、県）<b>財団法人</b>法律扶助協会静岡県支部、民生・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</p> <p>略</p> <p>(8) 被災者（自立）再建支援制度</p> <p>略</p> <p>イ 支給対象 <u>年齢・所得条件を満たすり災世帯又は災害時要援護者世帯</u></p> <p>略</p>	<p>ウ 協力機関 県、社会福祉協議会（市、県）法律扶助協会静岡県支部、民生・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</p> <p>略</p> <p>(8) 被災者（自立）<b>生活</b>再建支援制度</p> <p>略</p> <p>イ 支給対象 <u>住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯</u></p> <p>略</p>																				
66	第23節 水防計画	第23節 水防計画																				
67	4 洪水予報	4 洪水予報																				
68	<p>(3) 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置</p> <p>略</p> <p>イ 洪水予報の対象となる水位観測所 洪水予報の対象となる水位観測所は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">河川名</th> <th style="width: 25%;">観測所名</th> <th style="width: 50%;">地 先 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太田川</td> <td>天 方</td> <td>周智郡森町森26-<b>33</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	河川名	観測所名	地 先 名	太田川	天 方	周智郡森町森26- <b>33</b>	<p>(3) 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置</p> <p>略</p> <p>イ 洪水予報の対象となる水位観測所 洪水予報の対象となる水位観測所は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">河川名</th> <th style="width: 25%;">観測所名</th> <th style="width: 50%;">地 先 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太田川</td> <td>天 方</td> <td>周智郡森町森26-<b>23</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	河川名	観測所名	地 先 名	太田川	天 方	周智郡森町森26- <b>23</b>								
河川名	観測所名	地 先 名																				
太田川	天 方	周智郡森町森26- <b>33</b>																				
河川名	観測所名	地 先 名																				
太田川	天 方	周智郡森町森26- <b>23</b>																				
69	<p>5 水防警報</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う水防警報とその措置</p> <p>略</p> <p>イ 水防警防の対象水位観測所 水防警防の対象水位観測所は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">水系名</th> <th style="width: 12.5%;">河川名</th> <th style="width: 12.5%;">観測所名</th> <th style="width: 12.5%;">所在地</th> <th style="width: 50%;">以下省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天竜川</td> <td>天竜川 (下流)</td> <td>中ノ町</td> <td>浜松市東区 <b>国吉町</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	水系名	河川名	観測所名	所在地	以下省略	天竜川	天竜川 (下流)	中ノ町	浜松市東区 <b>国吉町</b>		<p>5 水防警報</p> <p>(1) 国土交通大臣が行う水防警報とその措置</p> <p>略</p> <p>イ 水防警防の対象水位観測所 水防警防の対象水位観測所は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">水系名</th> <th style="width: 12.5%;">河川名</th> <th style="width: 12.5%;">観測所名</th> <th style="width: 12.5%;">所在地</th> <th style="width: 50%;">以下省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天竜川</td> <td>天竜川 (下流)</td> <td>中ノ町</td> <td>浜松市東区 <b>中野町</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	水系名	河川名	観測所名	所在地	以下省略	天竜川	天竜川 (下流)	中ノ町	浜松市東区 <b>中野町</b>	
水系名	河川名	観測所名	所在地	以下省略																		
天竜川	天竜川 (下流)	中ノ町	浜松市東区 <b>国吉町</b>																			
水系名	河川名	観測所名	所在地	以下省略																		
天竜川	天竜川 (下流)	中ノ町	浜松市東区 <b>中野町</b>																			



磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案																																																																				
69	(2) 知事が行う水防警報とその措置 知事が指定した河川についての水防警報の発表は、太田川については袋井土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量等を示して、水防上の警報を発表する。	(2) 知事が行う水防警報とその措置 知事が指定した河川についての水防警報の発表は、太田川については袋井土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量等を示して、水防上の警報を発表する。																																																																				
70	ア 水防警報を行う河川名及びその区域 水防警報を行う河川名及びその区域は、次のとおりである。	ア 水防警報を行う河川名及びその区域 水防警報を行う河川名及びその区域は、次のとおりである。																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>区域延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太田川</td> <td>幹 川</td> <td rowspan="2">22,730m</td> </tr> <tr> <td>左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 "</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区 域	区域延長	太田川	幹 川	22,730m	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 "	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>区域延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太田川</td> <td>幹 川</td> <td rowspan="2">22,730m</td> </tr> <tr> <td>左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>支 川 (原野谷川)</td> <td rowspan="2">19,000m</td> </tr> <tr> <td>左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 "</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区 域	区域延長	太田川	幹 川	22,730m	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 "		支 川 (原野谷川)	19,000m	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 "																																																		
河川名	区 域	区域延長																																																																				
太田川	幹 川	22,730m																																																																				
	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 "																																																																					
河川名	区 域	区域延長																																																																				
太田川	幹 川	22,730m																																																																				
	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 "																																																																					
	支 川 (原野谷川)	19,000m																																																																				
	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 "																																																																					
	イ 水防警報の対象とする水位観測所 水防警報の対象とする水位観測所は、次のとおりである。	イ 水防警報の対象とする水位観測所 水防警報の対象とする水位観測所は、次のとおりである。																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観 測 所 名</th> <th>所 在 地</th> <th>位 置</th> <th>水防団待機 (指 定) 水 位</th> <th>はん濫注意 (警 戒) 水 位</th> <th>避難判断 (特別警戒) 水 位</th> <th>既往最 高水位</th> <th>現 況 堤防高</th> <th>堤内地 地盤高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太田川</td> <td rowspan="2">天 方</td> <td rowspan="2">周智郡森町森 26-33</td> <td rowspan="2">河口より21.5km</td> <td rowspan="2">1.40m</td> <td rowspan="2">1.90m</td> <td rowspan="2">2.40m</td> <td rowspan="2">2.90m</td> <td>左4.70m</td> <td>左7.40m</td> </tr> <tr> <td>右4.50m</td> <td>右3.40m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幹 川</td> <td rowspan="2">新 貝</td> <td rowspan="2">磐田市新貝</td> <td rowspan="2">" 6.5km</td> <td rowspan="2">3.00m</td> <td rowspan="2">3.50m</td> <td rowspan="2">4.00m</td> <td rowspan="2">5.75m</td> <td>左7.86m</td> <td>左5.01m</td> </tr> <tr> <td>右7.49m</td> <td>右3.69m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観 測 所 名	所 在 地	位 置	水防団待機 (指 定) 水 位	はん濫注意 (警 戒) 水 位	避難判断 (特別警戒) 水 位	既往最 高水位	現 況 堤防高	堤内地 地盤高	太田川	天 方	周智郡森町森 26-33	河口より21.5km	1.40m	1.90m	2.40m	2.90m	左4.70m	左7.40m	右4.50m	右3.40m	幹 川	新 貝	磐田市新貝	" 6.5km	3.00m	3.50m	4.00m	5.75m	左7.86m	左5.01m	右7.49m	右3.69m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観 測 所 名</th> <th>所 在 地</th> <th>位 置</th> <th>水防団待機 (指 定) 水 位</th> <th>はん濫注意 (警 戒) 水 位</th> <th>避難判断 (特別警戒) 水 位</th> <th>既往最 高水位</th> <th>現 況 堤防高</th> <th>堤内地 地盤高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">太田川</td> <td rowspan="2">天 方</td> <td rowspan="2">周智郡森町森 26-23</td> <td rowspan="2">河口より21.5km</td> <td rowspan="2">1.40m</td> <td rowspan="2">1.90m</td> <td rowspan="2">2.40m</td> <td rowspan="2">2.90m</td> <td>左4.70m</td> <td>左2.60m</td> </tr> <tr> <td>右4.50m</td> <td>右3.40m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幹 川</td> <td rowspan="2">新 貝</td> <td rowspan="2">磐田市新貝</td> <td rowspan="2">" 6.5km</td> <td rowspan="2">3.00m</td> <td rowspan="2">3.50m</td> <td rowspan="2">4.00m</td> <td rowspan="2">5.75m</td> <td>左7.86m</td> <td>左5.01m</td> </tr> <tr> <td>右7.49m</td> <td>右2.68m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観 測 所 名	所 在 地	位 置	水防団待機 (指 定) 水 位	はん濫注意 (警 戒) 水 位	避難判断 (特別警戒) 水 位	既往最 高水位	現 況 堤防高	堤内地 地盤高	太田川	天 方	周智郡森町森 26-23	河口より21.5km	1.40m	1.90m	2.40m	2.90m	左4.70m	左2.60m	右4.50m	右3.40m	幹 川	新 貝	磐田市新貝	" 6.5km	3.00m	3.50m	4.00m	5.75m	左7.86m	左5.01m	右7.49m	右2.68m
河川名	観 測 所 名	所 在 地	位 置	水防団待機 (指 定) 水 位	はん濫注意 (警 戒) 水 位	避難判断 (特別警戒) 水 位	既往最 高水位	現 況 堤防高	堤内地 地盤高																																																													
太田川	天 方	周智郡森町森 26-33	河口より21.5km	1.40m	1.90m	2.40m	2.90m	左4.70m	左7.40m																																																													
								右4.50m	右3.40m																																																													
幹 川	新 貝	磐田市新貝	" 6.5km	3.00m	3.50m	4.00m	5.75m	左7.86m	左5.01m																																																													
								右7.49m	右3.69m																																																													
河川名	観 測 所 名	所 在 地	位 置	水防団待機 (指 定) 水 位	はん濫注意 (警 戒) 水 位	避難判断 (特別警戒) 水 位	既往最 高水位	現 況 堤防高	堤内地 地盤高																																																													
太田川	天 方	周智郡森町森 26-23	河口より21.5km	1.40m	1.90m	2.40m	2.90m	左4.70m	左2.60m																																																													
								右4.50m	右3.40m																																																													
幹 川	新 貝	磐田市新貝	" 6.5km	3.00m	3.50m	4.00m	5.75m	左7.86m	左5.01m																																																													
								右7.49m	右2.68m																																																													
73	第26節 自衛隊派遣要請要求計画 略 2 災害派遣要請の範囲 略 (2) 災害派遣の要請の内容 略	第26節 自衛隊派遣要請要求計画 略 2 災害派遣要請の範囲 略 (2) 災害派遣の要請の内容 略																																																																				

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
73	<p>コ 物資の無償貸与又は譲与 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸与又は救じゆつ品を譲与</p>	<p>コ 物資の無償貸付及び譲与 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゆつ品を譲与</p>
略	略	略
74	<p>3 市長の災害派遣要請の要求手続</p> <p>略</p> <p>(2) 災害派遣要請の要求手続き</p>	<p>3 市長の災害派遣要請の要求手続</p> <p>略</p> <p>(2) 災害派遣要請の要求手続き</p>
略	<p>ア 提出先（連絡先） 静岡県災害対策室（この場合、県西部地域防災局を経由する。）</p> <p>略</p>	<p>ア 提出先（連絡先） 静岡県危機対策室（この場合、県西部危機管理局を経由する。）</p> <p>略</p>
75	<p>第27節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画</p> <p>略</p> <p>3 市長の支援要請の依頼手続</p>	<p>第27節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画</p> <p>略</p> <p>3 市長の支援要請の依頼手続</p>
76	<p>略</p> <p>(1) 提出先（連絡先） 静岡県災害対策室（この場合、県西部地域防災局を経由する。）</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策室（この場合、県西部危機管理局を経由する。）</p> <p>略</p>
78	<p>第30節 原子力防災対策計画</p> <p>略</p> <p>2 情報の受理、伝達等</p>	<p>第30節 原子力防災対策計画</p> <p>略</p> <p>2 情報の受理、伝達等</p>
略	<p>(1) 原子力災害に関する情報の受理は、勤務時間内においては防災監理室、勤務時間外及び休日等においては、宿直員又は日直員が行う。</p> <p>略</p>	<p>(1) 原子力災害に関する情報の受理は、勤務時間内においては防災対策課、勤務時間外及び休日等においては、宿直員又は日直員が行う。</p> <p>略</p>
略	<p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画</p>	<p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画</p>

磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案																																														
79	略	略																																														
	2 市の体制	2 市の体制																																														
	略	略																																														
	(1) 突発的災害配備体制	(1) 突発的災害配備体制																																														
80	略	略																																														
	工 消防本部の県、国への報告	工 消防本部の県、国への報告																																														
	消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに静岡県	消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、表1により、直ちに静岡県																																														
	<a href="#">防災局災害対策室</a> 及び消防庁応急対策室 <a href="#">震災等応急室</a> に連絡する。	<a href="#">危機管理局危機対策室</a> 及び消防庁応急対策室に連絡する。																																														
	(ア)～(イ) 略	(ア)～(イ) 略																																														
	〔県 <a href="#">防災局</a> 〕	〔県 <a href="#">危機管理局</a> 〕																																														
	略	略																																														
	〔消防庁応急対策室〕	〔消防庁応急対策室〕																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>地域衛星通信ネットワーク</th> <th>消防防災無線</th> <th>N T T有線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平 日 (9:30～18:30)</td> <td>電 話</td> <td>8-048-500-<a href="#">7527</a></td> <td><a href="#">7527</a></td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-048-500-<a href="#">7537</a></td> <td><a href="#">7537</a></td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>電 話</td> <td><a href="#">8-048-500-7782</a></td> <td><a href="#">7782</a></td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td><a href="#">8-048-500-7789</a></td> <td><a href="#">7789</a></td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>			地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線	平 日 (9:30～18:30)	電 話	8-048-500- <a href="#">7527</a>	<a href="#">7527</a>	03-5253-7527	F A X	8-048-500- <a href="#">7537</a>	<a href="#">7537</a>	03-5253-7537	上記以外	電 話	<a href="#">8-048-500-7782</a>	<a href="#">7782</a>	03-5253-7777	F A X	<a href="#">8-048-500-7789</a>	<a href="#">7789</a>	03-5253-7553	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>地域衛星通信ネットワーク</th> <th>消防防災無線</th> <th>N T T有線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平 日 (9:30～18:15)</td> <td>電 話</td> <td>8-048-500-<a href="#">90-49013</a></td> <td><a href="#">8-90-49013</a></td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>8-048-500-<a href="#">90-49033</a></td> <td><a href="#">8-90-49033</a></td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>電 話</td> <td><a href="#">7-048-500-90-49102</a></td> <td><a href="#">7-90-49102</a></td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td><a href="#">7-048-500-90-49036</a></td> <td><a href="#">7-90-49036</a></td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>			地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線	平 日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500- <a href="#">90-49013</a>	<a href="#">8-90-49013</a>	03-5253-7527	F A X	8-048-500- <a href="#">90-49033</a>	<a href="#">8-90-49033</a>	03-5253-7537	上記以外	電 話	<a href="#">7-048-500-90-49102</a>	<a href="#">7-90-49102</a>	03-5253-7777	F A X	<a href="#">7-048-500-90-49036</a>	<a href="#">7-90-49036</a>	03-5253-7553
		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線																																												
平 日 (9:30～18:30)	電 話	8-048-500- <a href="#">7527</a>	<a href="#">7527</a>	03-5253-7527																																												
	F A X	8-048-500- <a href="#">7537</a>	<a href="#">7537</a>	03-5253-7537																																												
上記以外	電 話	<a href="#">8-048-500-7782</a>	<a href="#">7782</a>	03-5253-7777																																												
	F A X	<a href="#">8-048-500-7789</a>	<a href="#">7789</a>	03-5253-7553																																												
		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線																																												
平 日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500- <a href="#">90-49013</a>	<a href="#">8-90-49013</a>	03-5253-7527																																												
	F A X	8-048-500- <a href="#">90-49033</a>	<a href="#">8-90-49033</a>	03-5253-7537																																												
上記以外	電 話	<a href="#">7-048-500-90-49102</a>	<a href="#">7-90-49102</a>	03-5253-7777																																												
	F A X	<a href="#">7-048-500-90-49036</a>	<a href="#">7-90-49036</a>	03-5253-7553																																												
81	略	略																																														
	(3) 災害対策本部の実施する応急対策	(3) 災害対策本部の実施する応急対策																																														
	略	略																																														
	イ 各機関への要請	イ 各機関への要請																																														
	(ア) 自衛隊への災害派遣要請要求	(ア) 自衛隊への災害派遣要請要求																																														
	自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、県西部 <a href="#">地域防災局</a> を経由し、要請を要求するものとする。手続きは第26節「自衛隊派遣要請要求計画」によるものとする。	自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、県西部 <a href="#">危機管理局</a> を経由し、要請を要求するものとする。手続きは第26節「自衛隊派遣要請要求計画」によるものとする。																																														
	(イ) 海上保安庁への支援要請依頼	(イ) 海上保安庁への支援要請依頼																																														
	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には、県西部 <a href="#">地域防災局</a> を経由し、支援要請を依頼するものとする。要請依頼の方	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には、県西部 <a href="#">危機管理局</a> を経由し、支援要請を依頼するものとする。要請依頼の方																																														

## 磐田市地域防災計画（一般対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案
82	<p>法、手続きは第27節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」によるものとする。</p> <p>表1 緊急時連絡票 *欄外</p> <p>この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。F A X又は電話により、直ちに県<u>災害対策室</u>及び消防庁応急対策室に連絡してください。</p>	<p>法、手続きは第27節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」によるものとする。</p> <p>表1 緊急時連絡票 *欄外</p> <p>この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。F A X又は電話により、直ちに県<u>危機対策室</u>及び消防庁応急対策室に連絡してください。</p>